

2023 年度 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業  
調査レポート

# 広東省における外商投資企業の設立マニュアル

(2024 年 1 月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)  
広州事務所

海外展開支援部

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ） 広州事務所が青葉法律事務所（に作成委託し、2024年1月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび青葉法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび青葉法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

ジェトロ・広州事務所

E-mail : [PCG@jetro.go.jp](mailto:PCG@jetro.go.jp)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外展開支援部 戦略企画課 個別支援班

E-mail : [Platform-bda@jetro.go.jp](mailto:Platform-bda@jetro.go.jp)

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

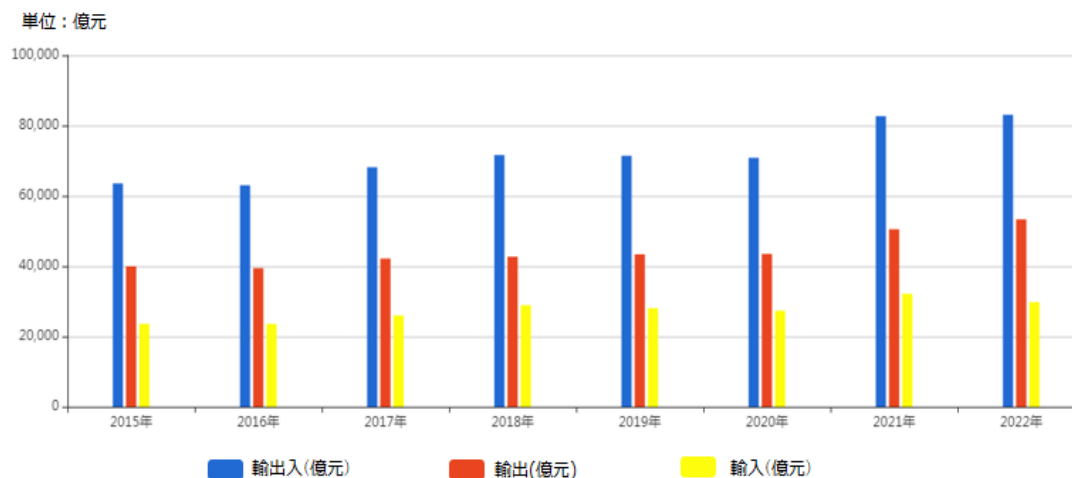
## 目次

はじめに .....	4
一、広東投資環境の概況.....	5
(一) 広東省が現在外商投資を誘致する重点産業.....	5
1、先端製造業.....	5
2、現代サービス業.....	7
3、科学技術創新産業.....	8
(二) 投資コスト .....	8
二、外商投資の企業形態及び設立手順.....	10
(一) 法人格を有している企業形態.....	10
1、独資企業 .....	11
2、中外合資企業（中外合弁企業） .....	11
3、中外合作企業 .....	11
(二) 外資企業の国内機構.....	15
1、外資企業の分公司.....	15
2、常駐代表処（駐在員事務所） .....	16
3、弁事所（出張所） .....	17
三、広東の外資企業に対する特別政策.....	18
(一) 対外開放の拡大及び外資利用.....	18
1、外資参入できる領域より拡大.....	19
2、外資に対する財政奨励制度の強化 .....	19
3、土地利用保護の強化 .....	19
4、イノベーションへの支援.....	20
5、投資と貿易に係る利便性の向上.....	20
(二) 製造業を重点とする外資への誘致及び促進政策.....	20
1、投資環境の最適化、外商投資の拡大.....	20
2、投資サービスの強化 .....	21
3、投資方向への誘導、外商投資の質向上.....	21
四、広東省の禁止・制限類の産業 .....	22

## はじめに

広東省は中国大陸の南に位置し、東が福建省と隣接し、北が江西省、湖南省と、西が広西チワン族自治区と接している。南は香港とマカオに隣接し、南西には、海南省がある。北回帰線は国境を通過し広東省を通り抜け、中国三大河川の珠江がここから海に流れ込み、華南地区、東南アジア経済圏の核心地帯である。広東省の省都広州は2,200年余りの歴史を持つ文化の名城であり、「海上シルクロード」の発祥地でもある。改革・開放以来、広東省の経済は急速に発展し、全省の経済総量はアジア「四小竜」のシンガポール、香港と台湾を超えた。現在、広州、深圳は更に北京、上海と一緒に世界基準都市と位置づけられ、広東の革新的な発展による新しいエネルギーを蓄積している。2023年11月末までの広東省全省の年間の輸出入総額は7.52兆元に達しており、全国の約1/5を占めている。また、2023年1月～10月における、広東省全省で新設された外商投資企業数は約1.72万件に上り、前年同期比で53.3%<sup>1</sup>増加し、全国の40%近くに迫る。

広東省輸出入データ統計



出所：広東省商務局公開情報

<sup>1</sup> 広東省全省において新設された外商投資企業数の直近5年間の数値は、2018年3.55万件、2019年1.44万件、2020年1.29万件、2021年1.62万件、2022年1.34万件である。2019年末から始まったCOVID-19流行に伴う感染抑止措置などの影響を受け、2019年～2022年の数値は、2018年度より少なくなったが、2023年度から着実な回復を見せている。また、実質の外商投資額は、2018年より毎年継続して増加していることが見受けられる。

現在広東省は、習近平の新時代中国特特色社会主義思想を指導精神とし、「対外開放の更なる拡大及び積極的な外資利用に関する広東省の若干の政策措置」を実行することを重点として、外資参入できる領域をさらに拡大し、「一带（シルクロード経済ベルト一路）一路（21世紀海上シルクロード）」建設に積極的に参加している。また技術開発などの新研究を海外と協力して進めていけるような協力体制を強化し、対外開放の新しい構造を推進している。それと同時に、「粵港澳(広東・香港・マカオ)大湾区」の建設が全面的に起動し、広東自由貿易試験区制度の革新がより深く推し進められ、広州及び深圳の科学技術革新回廊の計画が正式に公布されたことで、発展の機会がさらに拡大し、経営環境はさらに完備へと向かっている。

中華工商業連合会による「民間企業を対象とした経営環境評価レポート」によると、広東省は4年間連続して、経営環境の評価が最も高い行政区となっている。

本文は最新の法律政策に基づき、広東省が現在外商投資を誘致する重点産業、広東投資のコスト、外商投資の企業形態及び設立手順、広東省における奨励政策及び禁止・制限類の産業などの方面を紹介することで、広東省に投資する計画がある外国投資者に対して一定の参考および案内の提供となることを願っている。

## 一、広東投資環境の概況

### （一）広東省が現在外商投資を誘致する重点産業

改革開放以来、広東省は政策と立地条件の優勢を十分に利用し、積極的に外商投資を誘致している。近年、広東省の外資誘致と外資利用は比較的に成熟した段階に入り、外資の規模のみならず、外資の質も重視されている。外資参入できる領域が拡大していき、特に第三産業の比重は引き続き上昇し続けている。広東省が現在外商投資を誘致する重点産業は以下の通りである。

#### 1、先端製造業

2021年4月25日、広東省政府は第13期人民代表大会第4回会議で採択された「広

東省国民経済・社会発展の第14次五ヵ年計画及び2035年までの長期目標綱要案（粵府〔2021〕28号、以下「第14次五ヵ年計画」）を公布した。「第14次五ヵ年計画」における広東省製造業の全体的な産業配置は下記のとおりであり、十大戦略的軸産業群の伸び率を省のGDP成長率に同調させ、10%以上に維持することを目標としている。

### 十大戦略的軸産業群

産業群	珠江デルタ地区									東沿岸帯				西沿岸帯			北生態発展区				
	広州	深圳	珠海	佛山	東莞	惠州	中山	江門	肇慶	汕頭	汕尾	揭陽	潮州	湛江	茂名	阳江	韶関	梅州	河源	清遠	雲浮
次世代電子	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★					★	★		★
グリーン石油化学	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★		★	★					★	
IoT家電	★	★	★	★		★	★	★		★				★							
自動車	★	★	★	★	★	★	★	★	★		★			★	★		★	★	★	★	★
先端材料	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★			★	★	★	★	★	★	★	★
現代軽工業	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★		★	★		★
情報IT	★	★	★	★	★	★	★	★		★				★							
UHDTV	★	★		★	★	★	★	★													
生体医療・ヘルスケア	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
現代農業・食料品	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★

### 十大戦略的新興産業群

産業群	珠江デルタ地区									東沿岸帯				西沿岸帯			北生態発展区				
	広州	深圳	珠海	佛山	東莞	惠州	中山	江門	肇慶	汕頭	汕尾	揭陽	潮州	湛江	茂名	阳江	韶関	梅州	河源	清遠	雲浮
半導体・ICチップ	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★										★	



### 3、科学技術創新産業

近年、広東省は科学技術体制と人材発展メカニズムの革新に力を入れ、科学技術に強い省の建設を加速させている。2022年、広東省の地域革新総合能力ランキングは全国1位を維持し、全国の「6連覇」を実現した。全省の研究開発費の投入額は4,200億元に達し、研究開発への投入強度は3.26%に達した。省内のハイテク企業数は6.9万社に増加し、研究開発への投資、研究開発者、ハイテク企業数、発明特許有効数、特許協力条約（PCT）に基づく国際特許出願数などの主要な科学技術指標は、いずれも全国トップである。「第14次五ヵ年計画」期の広東省の科学技術革新発展は、より高いレベルの科学技術イノベーションに強い省の建設をめぐる、国の重大な需要、世界の科学技術最前線、経済の主戦場、国民のライフ・ヘルスケア、企業のイノベーション能力、優秀人材の育成、体制・メカニズムの改革などの「七つの焦点、七つの力」を際立たせ、「科学技術革新十大重点行動計画」を実施する。

中国広東省政府弁公庁はこのほど、「広東省の『専精特新（専門性、精巧性、特色性、斬新性）』企業の質の高い発展の推進に関する指導意見」を発表した。同指導意見の計画によると、2027年までに「専精特新」の特徴を備える小巨人企業（大きな成長が見込まれるスタートアップ企業）を2千社以上、「専精特新」中小企業を2万社育成し、「専精特新」企業150社の上場を促す。また、2027年までに「専精特新」企業の研究開発費の対売上高比率を5%に拡大させ、国家・省レベルの研究開発機関の比率を引き上げ、市レベル以上の研究開発機関のカバー率を100%に到達させることを目指している。デジタル化レベルを大幅に高め、品質・ブランドのレベルアップを促し、15以上の国家レベルの中小企業特色産業クラスターと100以上の省レベルの中小企業特色産業クラスター、200前後の公共サービス実証プラットフォームと起業・イノベーション実証拠点を立ち上げる。

省工業・情報化庁によると、2023年9月中旬までに広東省が育成したイノベーション型中小企業は4万社以上、「専精特新」中小企業は1万8千社を超えた。省工業・情報化庁が2023年7月に発表した第5弾となる全国「専精特新」小巨人企業認定リストには広東の企業658社が選ばれ、入選企業数は過去最多を記録、全国の17.9%を占めた。「専精特新」小巨人企業の総数は1,500社を超え、全国の2位から首位に浮上した。

#### （二）投資コスト



現在、中国の「会社法」は一般企業に対する最低登録資本の制限を解除したが、中国ではまだ外貨規制があるため、外国投資者からの資本金を中国国内へ送金し使用するためには、申請認可の手続きが必要となる。そのため、外国投資者が中国に投資する時に、業務規模と発展計画を結び付けて適切な投資金額を設定することが可能であれば、中国での発展の初期段階を穏やかに過ごすことができる。一般的には、企業設立初期に必要な支出は、オフィスの賃貸費用、建設費、水道料金、固定資産の購入費、従業員の給料及び社会保険費用などである。以下は広東省の水力発電の平均価格及び各市の最低賃金水準である。(賃貸費用、建設費、固定資産の購入費は地域経済レベルと投資規模により大きく異なるため、参考としてのデータは添付していない)。

### 1. 広東省平均水道料金

項目	料金 (人民元/m <sup>3</sup> )
工業用水	2.09
サービス業用水	2.80
行政事業性用水	2.06
住民生活用水	1.69
特殊用水	4.75

注：以上のデータは参考としてのみの提供であり、実際の料金は現地の主管部門の公告に基づく。

### 2. 広東省平均電気料金\*

項目	料金 (分/kWh)		
工商業用電気 <sup>2</sup>	単一製	1KV 未満	81.87
		1-10 (20) KV	79.41
		35-110KV	75.18

<sup>2</sup> 大工業用電気、非工業、普通工業用電気、商業用電気は、既に「工商業用電気」に統合され、電圧や単一製/二部制によって料金が異なる。

	二部制	1-10 (20) KV	72.07
		35-110KV	69.56
		220KV 及其の以上	66.79
農業生産用電気	62.71		
住民生活用電気	62.92		

注：以上の電気料金は税込みであるが、政府付加費用を含まない。また、以上のデータは珠江デルタ五都市（広州、東莞、珠海、佛山、中山）の数値を参考としてのみの提供であり、実際投資先となる各地の価格は現地の主管部門の公告に基づく。

### 3. 2023年度広東省最低賃金基準（2021年更新、2022年1月1日より実施）

適用地域	月最低賃金標準（人民元/月）	パートタイマー 最低賃金基準（元/時間）
深圳	2,360	22.2
広州	2,300	22.2
珠海、佛山、東莞、中山	1,900	18.1
汕頭、惠州、江門、肇慶、 湛江	1,720	17.0
韶関、河源、梅州、汕尾、 陽江、茂名、清遠、潮州、 揭陽、雲浮	1,620	16.1

注：以上のデータはあくまでも当地の最低賃金のみを過ぎず、場所や業種によって実際の給与レベルは当該基準をはるかに超えていることが多い。

## 二、外商投資の企業形態及び設立手順

### （一）法人格を有している企業形態

外国投資者が中国に投資する場合にとる企業形態は主に3種類ある。

## 1、独資企業

独資企業とは外国資本が100%の企業形態である。意思決定を外国投資者独自で行うことが可能である。近年、各種市場の開放により独資形態での進出に対する制限も緩和されている。よって、合資・合作企業形態に比べ中国側企業との軋轢が少ない独資企業の形態で中国に進出される企業が多数となっている。

## 2、中外合資企業（中外合弁企業）

中外合資企業とは、外国投資者と中国投資者との合弁企業である。最近の各種市場の開放により合資企業形態での進出は非常に少なくなってきた。実務を行っていく上で、中国投資者側と問題が発生するケースも多く、相手先が信頼できるパートナーになり得るか慎重に判断する必要がある。

一方、独資企業では、中国の国内市場の開拓や企業内のすべての管理を自社で行う必要があり、特にマーケティング面で、優位性を発揮できていない企業が多数ある。中国企業ゆえに獲得できるプロジェクト、コネクションもあるので、マーケティング面を中方に任せて、日本側は、技術、ノウハウ、商材の提供というモデルで成功している企業もある。

なお、技術などの無形資産で出資する場合は、双方協議により価値を決定することができるが、相手が国営企業である場合は、基本的に資産評価会社による評価が必要になる。

## 3、中外合作企業

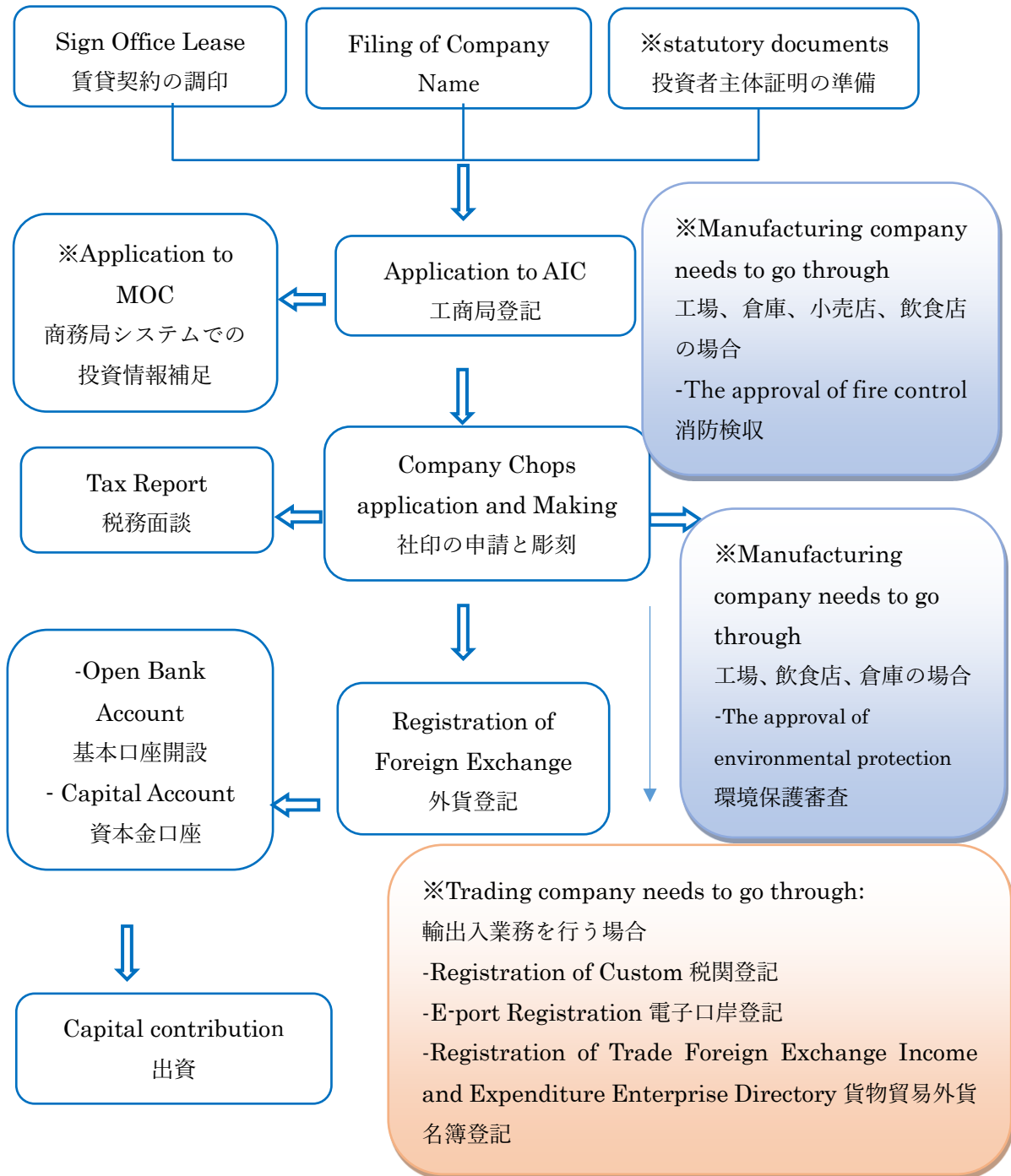
中外合作企業とは、パートナーシップ性の企業形態である。合作企業は、法人格を有している合作企業と非法人型合作企業がある。非法人型合作企業は、各出資者が合作契約に基づき経営・リスク・利益配分・その他の条件の取り決め事業を行う。中国側と外国側の共同事業で、法人格のある企業と法人格のない企業の設立を選択できるのが特徴である。華南地域の一部の地域では、来料加工から独資への切り替えの際に、鎮及び村側の要請により合作企業の形態を余儀なくされるケースが散見されている。2011年以降はこの形態比較的少なかった。

企業形態	法人資格	連結納税	特徴
外商独資企業	有り	独立納税	外資比率は 100%。
中外合資企業			独立経営、損益の責任を自ら負う。
中外合作企業			海外法人の駐在員事務所。みなし課税方式を採用。営業活動を行ってはならない。
中外合作企業			協定に規定された投資方式と分配比率に基づき収益を計算する。契約に基づき、各自が経営上の責任と義務を分担。

企業形態	法人資格	納税方式	特徴
外商独資企業	有り	独立納税	外資比率が 100%。
中外合資企業			独立経営、損益の責任を自ら負う。
中外合作企業			持分割合に応じて利益を分配、リスクと損失を分担。
中外合作企業			協定に規定された投資方式と分配比率に基づき収益を計算する。契約に基づき、各自が経営上の責任と義務を分担。

貿易、製造、サービス等の業界を問わず、上述の法人格を有している企業を設立する場合の政府登記手続きは、次のページの図のとおりである。

## 現地法人設立手続きフロー



※投資者主体証明のためには、登記簿謄本コピー、銀行与信証明書、子会社設立に関する

議事録等に対して、①日本の公証役場における公証人の認証→②同公証役場の公証人の所属する（地方）法務局長による公証人押印証明→③日本の外務省によるアポスティーユを取得する必要がある。北海道、宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府、福岡県の公証役場ではワンストップサービスを提供しているため、これら8都道府県の公証役場では、公証役場の公証人認証、法務局の公証人押印証明及び外務省のアポスティーユを一度に取得できる。（旧制度では、①公証役場の公証→②公証役場の所属する法務局の証明→③外務省の認証→④駐日中国大使館又は領事館の認証という手続きが必要とされていたが、中国が2023年11月7日より「外国公文書の認証を不要とする条約」に加盟したため、駐日中国大使館又は領事館による認証は不要となった。）

※ 「外商投資参入特別管理措置ネガティブリスト」に該当する場合、商務部の許可を取得してから、工商局の登記に移る順番になるが、ネガティブリストに該当しない場合、認可制度の代わりに登記制度となるため、商務部の登記と工商局の登記を同時に行うことは可能である。

※工場、倉庫、小売店、飲食店の場合は、消防検収に合格しなければならない（レンタルオフィスまたはレンタル工場の場合は通常建物全体として消防検収済みのため、不要となる場合もある）。

※工場、飲食店、及び環境に影響を与えるような倉庫の場合は、環境保護審査に合格しなければならない（100平米メートル以下の場合には免除可能）。

※輸出入業務を行う貿易企業、製造企業、または通関サービスを提供しているサービス企業の場合、税関で税関登記及び電子口岸登記を行う必要があり、さらに、商務部で対外貿易経営者登録を行う必要がある。完全に国内取引のみを行う企業であれば、この部分の手続きは必須ではない。

上述のように、政府登記手続き自体はそれほど変わらないが、製造業、貿易業、サービス業等に分けて、設立の難易度はそれぞれである。

#### ☆製造業

中国は現在、環境保護をますます重視し、大気、水資源、土地保護などの方面で更に厳格な政策及び基準を設けている。製造業は環境汚染を引き起こしやすいため、現在広東省は製造業企業の設立に対して比較的厳格な審査があり、一部の製造業は工業園の集中管理（例え

ば、危険化学品の生産)に入れられている。最新ではない技術を採用している製造業又は重度汚染を避けられない製造業は改善、廃止、または移転を求められる。そのため、製造業の企業を設立する前に、投資地域の業界制限に着目し、適切な生産工場の場所を探す必要がある。

環境を汚染する業種の場合は、環境審査に2ヶ月ほど掛かることもある。また、環境に著しい悪影響を与える恐れのある物質を扱う場合は認可が下りない可能性がある。

#### ☆貿易業界

貿易会社の設立のハードルは非常に低くなった。進出の最初の形態として、この形で進出される企業増えている。

営業範囲に輸出入を含めた場合は、税関登記、電子口岸登記、対外貿易経営者登録があれば、輸出入を行うことが可能である。

ただし、「危険化学品目録」に記載されている危険化学品に関わる場合は、「危険化学品取扱資格」を取得する必要がある

#### ☆サービス業

業界によっては、外商独資での設立が制限されているが(弁護士事務所等)、サービス企業の設立のハードルは貿易企業よりさらに低くなっている。

ただし、飲食サービス業であれば、条件を満たす経営場所を備え、関連する衛生基準を満たし、環境評価と消防審査を通過す必要があり、また、金融サービス業界であれば、登録資本は一定の業界基準を満たさなければならない。業界によって、特別条件があるため、サービス型企業を設立する前に、具体的な業務に基づき、適切な経営場所を探し、必要な資金を準備し、特別ライセンスを取得し、また関連する専門人員を備える必要がある。

## (二) 外資企業の国内機構

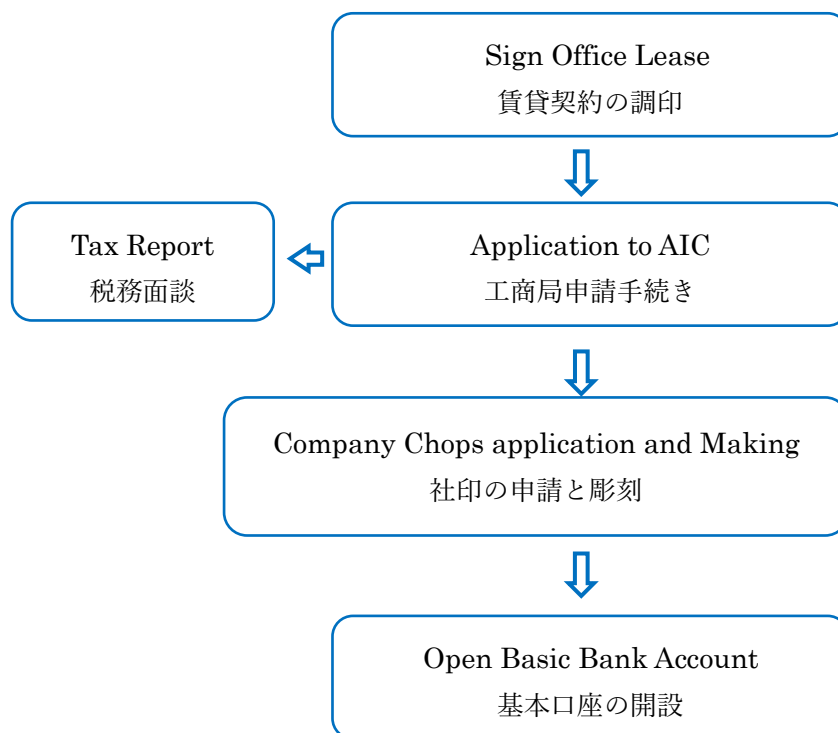
### 1、外資企業の分公司

分公司は、独立採算組織であり本社の商品・製品の販売が可能であり、契約締結・決済・領収書の発行等の営業活動に付随する活動を行うことができる。また、分公司は、日本でいう支店に該当し、独立した法人とは見なされず、本社の一部として見なされる。分公司には経営性分公司と非経営性分公司の2つの形態がある。経営性分公司は、発票の発行が認め

られ、商業活動（商品売買、サービス提供、生産活動等）を行うことが可能であり、非経営性では商業活動を行うことができず、連絡業務等に活動が制限されている。非経営性分公司でも、人材の雇用、社会保険の納付、外国人のビザの取得は可能である。なお、地域によっては、非経営性分公司の設立が許可されにくい場所もある。

分公司を設立する場合、新たに資本金を投入する必要がない。その設立手順は下記のとおりである。

#### 分公司設立手続きフロー



留意点としては、金融、保険業界以外、海外企業から直接中国国内に分公司を設立することはできなく、既存の中国現地法人のみ分公司を設立できるという点である。

## 2、常駐代表処（駐在員事務所）

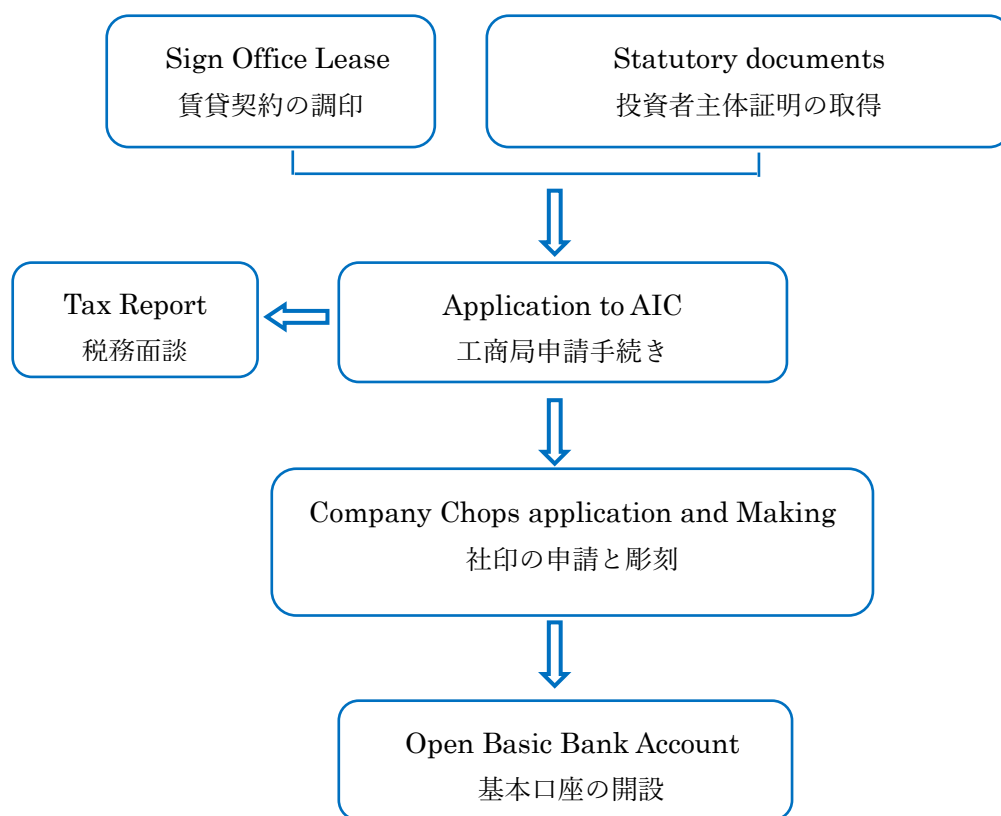
海外企業の中国における常駐代表処は、非独立採算の組織であり、外国企業の事業に関する非営利活動を行うために中国に設立された事務所を指し、法人格を持たず、営利活動に従事せず、外国企業の製品やサービスに関する市場調査、展示会、広報活動及び外国企業の境



内調達、境内投資に等に関する連絡活動のみを行うことができる。代表処は、開設が容易で、経理処理も極めて容易である。中国で調査業務のみを行う、或いは本格進出をする前の段階で開設されるケースが多い。

代表処は中国の法律法規「外国企業の駐在員事務所登記管理条例」などを遵守しなければならない。中国に代表処に対しては、経費課税方式が採用されており、 $[\text{経費} \div (1 - \text{見なし利益率})] \times \text{見なし利益率} \times 25\%$ の計算式にて企業所得税が課税されることになる。商談のチャンスがあっても、販売行為を行えないこと、また、売上が無い中で税額が常に発生することが、代表処のデメリットと言える。なお、中国に代表処を設立する条件として、海外企業が設立して2年以上であることが求められる。設立手順は下記のとおりである。

### 駐在員事務所設立手続きフロー



### 3、弁事所（出張所）

弁事所は、中国国内企業が、中国国内の登記地以外の地域でのオフィス（営業所）として、2006年以前は、登記が義務付けられていたが、2006年前半より登記ができなくなった。よって、現在は登記なしで開設することが可能となっている。あくまで、補助的な組織として

の位置づけであり、営業行為を行うことは禁じられており、また、銀行口座の開設、外国籍社員の就業許可も弁事所の所在地で行うことはできない。

登記ができないため、弁事処として人材の雇用、その他の契約が締結できないというデメリットもある。また、税金や社会保険を現地で納付しないため、地域当局からも歓迎されない存在ということになる。よって、一般的に、正規の拠点を開設する前の臨時的な拠点という位置づけとなる。

企業形態	法人資格	納税方式	特徴
分公司 (支店)	無し	総公司（本店）と合算納税	会社法人の分支機構。法人格を有していないものの、契約等の主体資格は有する。 金融保険業を除き、外国法人の現地支店は認められない。
駐在員事務所		独立納税	海外法人からの駐在員事務所。営業活動を行ってはならず、みなし課税方式を採用。
弁事所 (出張所)		税務登記 無し	現地法人は、登記なしで出張所を開設できるが、営業活動を行ってはならず、口座開設できず、臨時的な拠点という位置づけ。

### 三、広東の外資企業に対する特別政策

#### (一) 対外開放の拡大及び外資利用

2018年9月、広東省政府は「対外開放の更なる拡大及び積極的な外資利用に関する広東省の若干の政策措置（修訂版）」を公布した。新政策は、市場へのアクセス、財政と課税、土地利用などに関する民衆と外国のビジネスマンの関心事に焦点を当て、よりターゲットを絞り、より奨励的で、より実用的な新しい措置を提案していた。内容は次の通りである。

## 1、外資参入できる領域より拡大

- ◆ 特殊車両の製造、新エネルギー自動車の製造、船舶の設計・製造及び修理、メインルート・リージョナルジェット及び一般飛行機の設計・製造及び修理、3トン以上のヘリコプターの設計及び製造、無人機・エアロスタットの設計及び製造、ガソリンスタンドの建設及び経営、国際海上輸送、鉄道旅客輸送の9つの主要分野に、外資企業が参入できるようになった。
- ◆ 銀行と金融資産運用会社の外資比率の制限を解除し、外資系銀行が広東省に支店と分店を同時設立するのをサポートする。  
外資で広東に合弁証券会社、証券投資基金管理会社、先物取引会社、生命保険会社を設立するのをサポートする。ただし外資比率は51%を超えない。

## 2、外資に対する財政奨励制度の強化

- ◆ 外商投資の規模が一定の基準に達すると、投資額の一定の割合に応じて奨励金が与えられる。広東省に設立され、定められた条件を満たす世界のトップ500の企業又は世界の大手企業を、ケースバイケースでサポートすることができる。
- ◆ 広東省の外資系多国籍企業本部又は地域本部に対し、その貢献に応じて財政奨励金を授与する。
- ◆ 海外投資家が中国国内企業から取得した利益を広東省に再投資し、しかも相応しい条件を満たした場合、広東省政府から奨励金を授与する。

## 3、土地利用保護の強化

- ◆ 実際の投資額が10億元を超える製造業外商投資プロジェクト用用地と世界のトップ500社の企業及び主要な外資系本社の自社所有オフィスビルの土地利用については、広東省政府が共同で土地利用計画指標を調整する。
- ◆ 規模が大きな外資系投資プロジェクトに対して土地利用資格の優先権を授与する。

#### 4、イノベーションへの支援

- ◆ 新型研究開発機関に認定された外資系研究開発機関に、最高 1,000 万までの資金を提供する。
- ◆ ポスドクワークステーション、両院院士ワークステーションに認定された外資系研究開発機関に最高 100 万までの資金を提供する。
- ◆ 認定された省レベルの企業技術革新プロジェクトを所持する外資系研究開発機関に、省から最高 200 万までの資金を提供する。
- ◆ 世界トップ 500 社の企業と世界の大手企業が、広東省に独立法人格持つ外資系研究開発機関を設立する場合、ケースバイケースで支持する。

#### 5、投資と貿易に係る利便性の向上

- ◆ 「多証合一」方策を推進し、ネガティブリスト以外の分野であれば、商務部による認可制度を取り消し、商務部登記制度に変更した。政府の承認権限および責任と基準をさらに標準化し、投資に対する承認プロセスを簡素化し、投資に関わる承認項目とその承認期限を 4 分の 1 に短縮する。
- ◆ 省のあらゆる港で国際貿易の「シングルウィンドウ」を普及し、通関時間を 3 分の 1 に減らす。

### (二) 製造業を重点とする外資への誘致及び促進政策

外資製造企業による投資の拡大や安定性の面から、外資企業が直面する重要問題の解決に力を入れ、製造業の質の高い発展やグローバルサプライチェーンへの関与への強化を目指すために、広東省発展改革委員会など 6 部門は 2023 年 7 月 31 日に、共同で『『製造業を重点とする外資の投資増加拡大及び既存投資の安定・質向上の促進に関する若干の政策措置』に関する通知』を発表した。

#### 1、投資環境の最適化、外商投資の拡大

- ◆ 外資参入ネガティブリストを徹底的に実施し、早急に開放政策を実際の外資プロジェクトに転換させる。

- ◆ 外資企業参入後の「中国内国民待遇」を高レベルで実行し、法律・規定に基づき、外資企業が平等に支援政策を受けることを保障する。
- ◆ 外資プロジェクトの契約締結・実行を推進し、プロジェクトへの支援及びサービスの保障を強化する。
- ◆ 深圳先行モデル地区、横琴、前海、南沙、広東自由貿易試験区の対外開放を促進し、市場参入規制緩和を加速する。
- ◆ 国際産業投資連携に関する各種活動を展開し、多国籍企業の投資及び各地方の投資誘致のプラットフォームを構築する。
- ◆ 「GBA ビジネスマッチング大会」、「広東の 21 世紀海のシルクロード博覧会」などの重要展覧会への投資・促進サービス機能を強化する。

## 2、投資サービスの強化

- ◆ 外国労働者の広東省での就業の利便性を向上する。
- ◆ 貨物輸送・物流の円滑化を強化し、外資企業の生産材料と製品の輸送がスムーズに進むことを保障する。
- ◆ 外資企業への金融支援を強化し、市場化を原則として、要件を満たす外資企業には良質な金融サービスと融資サポートを提供する。
- ◆ 外資企業の保留利益による再投資を奨励し、利益分配による境内直接投資に対する源泉所得税の一時的免除などの政策を実行する。

## 3、投資方向への誘導、外商投資の質向上

- ◆ 外商投資スキームの最適化を図り、外商投資を奨励する産業目録及び支援政策を実施する。
- ◆ 先端製造業、現代サービス業、ハイテク、省エネ・環境保護などの分野における外資投資を誘致し、産業目録内の投資項目において、投資総額の範囲内で輸入される自社用設備、及びその設備と契約して輸入される技術・付属部品・予備部品に対し、規定に基づいて関税を免除する。
- ◆ 先端製造業に対する投資を支持し、重要外資プロジェクトに対して奨励を与える。
- ◆ 外商投資によるイノベティブな発展をサポートし、広東省で研究開発センターの設立を奨励し、科学技術の開放的な連携を深化させる。

- ◆ 外資企業によるグリーン・低炭素化のアップグレードを加速させ、外資企業のカーボンニュートラル戦略への積極的な参入を誘導する。
- ◆ 広東省東部・西部・北部地域のビジネス環境を最適化し、外資製造業の投資拡大を誘導する。

#### 四、広東省の禁止・制限類の産業

産業発展の実際需要と産業構成の調整ニーズに合わせ、鉄鋼、セメント、電解アルミニウム、板ガラス、製紙、印刷及び染色、皮革製造、鉛蓄電池、銅製錬、鉛製錬、小火力、セラミックスを含む12の産業に焦点を当て、エネルギー消費、環境保護、品質、安全性、および技術レベルが基準を満たしていない企業を法令法規に則って停止・撤退させることに、広東省政府は力を入れている。環境改善及び産業構造グレードアップのために。広東省政府は今後も高汚染および高エネルギー消費産業の改善または廃止、集中的な移転という政策方針を持続的に実施する。

本文は、これから中国、特に華南地区において投資を考えられている個人・企業のための入門書、さらにはすでに当地区においてビジネスを行っている個人・企業のための実務ガイドとして作成したものです。特に中国広東省の法律や規則は、省内の各地域によっても施行解釈がまったく異なることがあります。よって、本文では一般論にしか触れていない箇所もあります。この内容に基づいて具体的な意思決定をする際は、必ず事前に専門家にご相談されることを強くお勧めいたします。